

平成 24 年 9 月 28 日  
大阪税関業務部

関係各位

通い容器に係る同一性確認資料への受理番号付与のお知らせ

1. 受理番号

平成 24 年 10 月 1 日以降、通い容器に係る同一性確認のための資料には、次のような受理番号を付与します。輸入申告書等の記事欄には、当分の間、受理番号に替えて「KAYOI、KAYOIYOUKI、RETURNABLE 等」、資料提出済の通い容器に係るものである旨を記載していただくようお願いします。

【受理番号の体系】

4 A - 2 0 1 2 - 0 0 0 1

①            ②            ③

- ① 資料を受理した税関官署の N A C C S コード
- ② 受理番号を付した暦年
- ③ 通し番号

なお、独自の番号体系を希望される方は、個別にお問い合わせください。

2. 新たに税関へ提出される資料の取扱い

平成 24 年 10 月 1 日以降、新たに税関へ提出された資料には受理番号を付与します。

3. 既に税関へ提出されている資料の取扱い

既に税関へ提出されている資料につきましても、順次、受理番号を付与していきますので、御協力をお願いいたします。

※ 1 A E O 輸出入者が自主管理し、かつ、自ら輸出したうえで輸入の際に特例申告を利用する通い容器については、受理番号の付与を受ける必要はありません。

※ 2 その他、御不明な点がございましたら、下記へお問い合わせ下さい。

[問い合わせ先]  
業務部通関総括第 3 部門（電話：06-6576-3317）